

学 位 論 文 要 旨

氏 名 池田 拓人

題 目 近代日本における学校柔道の教授内容・方法に関する歴史的研究

学位論文要旨（和文2,000字又は英文1,000語程度）

本研究は、近代日本において成立した「柔道」が、戦前の学校体育（正科）に位置づけられていく背景と経緯を踏まえつつ、実際の教授内容と方法がどのようにして整備され、普及・定着していったのかについて、文献史料の歴史的検討を通して明らかにするものである。現行学習指導要領の中学校保健体育科において「武道」領域が必修化され、平成24年度から全国で完全実施となり、全中学校の6割以上で「柔道」が採用されている。しかし今日、柔道の安全性や大衆性の欠如が問題視されており、それらへの解決策を見出すことは喫緊の課題となっているが、教授・学習の内容・方法的観点からそれらの問題に資する研究はほとんど進んでいない状況にある。本研究の意義は、その点に応じるところにある。

第一章では、明治15年（1882）に嘉納治五郎（1860-1938）によって興された柔道（正式名称：日本傳講道館柔道）の技術が、主に明治中期に至るまでにどのように体系づけられていったのかについて検討した。その結果、自由に技を掛け合う「乱取（らんどり）」の技術が、柔術諸流派の技術体系とは一線を画し、安全性や競技性という観点から整備され、「柔道」として定着していったことを明らかにした。そのことは、やはり初期の段階から、教育者であった嘉納治五郎が柔道に「教育的価値」を付与する方向で技術を体系づけていったことを示した。

第二章では、焦点を学校体育における柔道（すなわち学校柔道）に絞り、そこに適応させるためにどのような工夫（教材化）がなされていったのかについて検討した。明治17年（1884）、文部省管轄の体操伝習所は「撃剣（剣術）および柔術」の学校正科への採用を「否」とするが、その後、嘉納は「否」とされた種々の理由に対する改善を試みていく。その過程を踏まえた検討の結果、当時文部省が推奨していた「体操」領域を超える意図をもって「体操の形」が創出されたことを明らかにした。パターン化された練習法である「形（かた）」は、自由に技を掛け合う「乱取」よりも安全で、広い場所や柔道衣も必要としないなど、体操伝習所によって指摘された「否」の理由に対応したものであった。

第三章では、ようやく正科採用（中学校における選択教材）となった明治44年（1911）以後における教授内容・方法は具体的にどのようなものであったのか、主に文部省主催の武術講習会に着目して検討した。その結果、学校柔道で取り扱われる技の中心は立った状態において技を掛ける立技（乱取技）であったこと、また、講習会の主たる講師陣は嘉納を中心とする講道館のメンバーであり、かつ講道館で教授用に整備されていた段階的な教授内容・方法（五教の技）による普及が図られたことを明らかにした。このことは、武術（のち武道）の中でも特に柔道の教授内容・方法については、文部省がほぼ全面的に講道館に委託していたことを示した。

第四章では、第二章でみた「形」が、教授内容・方法としてどのように取り扱われたのかについて検討した。その結果、第三章で明らかにしたように、授業で用いられた技は「乱取技」が中心であったが、その技の練習に入る前の導入教材として「形」が位置づけられ、特に初心者に対する指導法として確立されていったことを明らかにした。嘉納が「形」による練習を強調した背景には、大正期以降の柔道界における、学生柔道を中心とした競技偏重の風潮があり、次第に、試合を念頭に置いた乱取中心の練習が主流となっていく、競技に無関係な「形」は疎かにされていった。柔道を国民教育の方法として確立することを目指していた嘉納は、柔道が一部の競技者だけが行うものになってしまうことのないよう、競技偏重の風潮への歯止めとしても、学校柔道の指導順序としては「形から乱取へ」という指導方法を整備・確立していく必要性があったのである。

以上によって、柔道の教授内容・方法は初期の時点から、安全性と誰でもが行いうる大衆性が考慮され、いわゆる段階的指導（易→難）という観点に徹しながら教材として工夫されてきたことがわかる。本研究の成果を今日の学校柔道の教授・学習に対して還元するなら、元来が身を護る技術の教習であることを教師と生徒がともに再認識し、興味本位に走らずに段階的指導に徹し、その上で技術特性（たとえば「相手の力を利用して相手を制する」という方法原理）の学習に本質を求めていくことが必要であるといえよう。